

議案第八十二号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年九月十七日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号を削り、同項第二号中「三百円」を「四百三十四円」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第十二条第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第三項の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間における新条例第四条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）と、「加算して」とあるのは「、配偶者である扶養親族については二百円（経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の当該配偶者については百円）を、それぞれ加算して」と、同項第一号中「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、同項第二号中「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）とあるのは「特定経験年数学校医等」とする。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例第四条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）と、「加算して」とあるのは「、配偶者である扶養親族（経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校

医等」という。）の扶養親族である者を除く。）については百円を、それぞれ加算して」と、同項第一号中「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、同項第二号中「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」とあるのは「特定経験年数学校医等」とする。

5 新条例第十二条第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第三項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）、同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例第十二条第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（説明）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第百六号）の施行により改定された補償基礎額に係る扶養加算額及び介護補償の額に準じ、補償基礎額に係る扶養加算額及び介護補償の額を改定するほか、規定を整備するため、この条例案を提出します。